

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和8年8月大雨（以下「大雨」という。）による被害からの早期の復興と被災者の負担の軽減を図るため、宅地に堆積した土砂等の撤去に要する費用に対し、予算の範囲内で氷見市被災宅地土砂等撤去支援事業の実施に関する補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 宅地 大雨により被害を受けた土地であって、当該被害を受けた時において住宅（企業、団体等の住宅、寮その他これらに類する施設を除く。以下同じ。）の用に供されており、り災証明（住家の居住者であること。）を受けたもの。

(2) 所有者等 次に掲げる者をいう。

ア 宅地の所有者

イ 宅地の管理者又は占有者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、宅地に土砂等が堆積した、第2条第2項に定める所有者等とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象者が業者に支払う費用のうち、宅地から土砂等を撤去し、適正に処分するための費用（土砂等の処分費及び重機運搬費等を含む。）とする。ただし、土砂等の処分は、市が指定した集積場に搬入するものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、別表1に定めるとおりとする。

2 前項の補助金補助対象経費の10分の10(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

3 その他、市長が必要と認める経費。

(交付申請及び実績報告)

第7条 申請者は、氷見市土砂等撤去事業補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）に次に掲げる資料を添えて市長に提出しなければならない。

(1) り災証明書の写し

(2) 位置図・配置図（敷地のどこから土砂を退かしたか）

(3) 写真（作業前・作業中・完了後）

(4) 業者発行の領収書の原本、および工事内訳書・請求書の写し

(5) 振込先口座の通帳コピー

2 前項の申請書の受付期限は、自然災害発生の日の翌日から3か月を経過した日とする。ただし、被害が甚大である等やむを得ない理由があると市長が認めるときは、当該期限を延長することができる。

3 補助金の申請は、1自然災害につき1回限りとする。

(交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を書類審査及び必要に応じて行う現場

審査を行い、適当と認めたときは補助金の交付を決定するとともに額を確定し、当該補助申請者に氷見市被災宅地土砂等撤去支援事業費補助金交付及び額の確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月8日から施行し、令和8年8月27日以後に行われた撤去作業について適用する。

別表1（第5条第1項関係）

区分	単位	上限単価（円）税抜
積込運搬（機械）	1立方メートル (m³)	26,000
積込運搬（人力）		28,000
積込運搬（人力＋小運搬）		30,000
積込運搬（機械＋人力＋小運搬）		37,000
重機運搬（往復）		60,000
その他	—	—

- ※上限単価には、必要な経費を含む。
- ※その他の作業内容等については、事前協議により決定するものとする。
- ※機械とは、重機積込とトラック運搬
- ※人力とは、人力積込とトラック運搬
- ※小運搬とは、宅地内の人力による積込、運搬、取卸し